

非暴力と中国仏教

前川健一

「非暴力」とは直接的には不殺生を意味する。中国に仏教が入ってきた当初、中国人にとって最も強い印象を与えたのは、仏教の説く不殺生の思想であつた。⁽¹⁾ 最初期の中国仏教について記す『魏書』『釈老志』では、仏教の思想として五戒を取り上げ、その中でも不殺生戒について特筆している。中国でつくられた疑經『提謂波利經』でも五戒が中心内容をなしている。実践的にも、不殺生思想にもとづく菜食や放生（魚介などを殺さずに解放すること）・水陸会（水陸の様々な生き物を供養する法会）は盛んに行われている。また、不殺生戒は、

仏教のみならず、道教の戒律にも影響を与えているという。

儒教では、もともと祖先に対して肉などを捧げるのが通例であり、不殺生の思想は中国人にとっては全く異質なものであつた。そのため、中国では仏教の特徴として不殺生が注目されたのである。一方、仏教がもたらした因果応報の思想は、殺生が悪報をもたらすことを教え、そのために、不殺生は広く受容された。因果応報の思想は、仏教が伝来する前の中国伝統思想にもあつたものであるが、それは自らの犯した罪が子孫

に影響するといふものであった。これに対して、仏教の説く因果応報は、自分の行為の結果を自分が受けるという自業自得の思想であった。両者は相互に影響しながら、中国仏教の倫理観を形成していくが、いずれの立場からしても、最大の罪惡と見なされたのが殺生であった。しかも、その対象は人間だけでなくあらゆる生物に及ぶものと考えられるようになっていった。

本発表では、中国で撰述された『梵網經』の所説を取り上げ、そこに見られる非暴力思想について検討してみたい。

中国仏教に於ける經典は、本来インドからもたらされたものを翻訳したものである。しかし、実際には様々な必要に応じて經典がつくられることが少なくなかった。一般にこのような中国撰述經典を「疑經」「偽經」と呼んでいる。こうした經典の多くは、「孝」や報恩といった中国人固有の思想や民間信仰に仏教を調和させたり、中国仏教独自の思想展開を經典の形式で権威づけたものであった。或る經典が「疑經」であるか否かは、中国人仏教者によって厳しく吟味され、多く

の疑經は正式の經典リストから除外され、消えていったが、中には近代にいたるまで正式の經典として受容されたものもある。その一つが『梵網經』である。

本經は、五世紀中頃に中国でつくられた經典と考えられている。⁽²⁾この時期は、中国に仏教が定着・普及して次第に俗化するとともに、一方では北魏の太武帝による廃仏(四四六年)が行われるなど、仏教界が騒然としていた時代である。本經は、このような時代風潮に對して、大乘の菩薩としての実践を明確化するために作成されたと考えられる。本經では、大乘菩薩の戒として十重戒と四十八輕戒とを説いている。この戒は、様々な經典に説かれる戒をまとめ、中国の現実に合うように調整したものであり、東アジアでの仏教の実践に大きな影響を与えた。これをもとに、中国仏教に於ける非暴力思想の諸相を見てみたいと思う。

十重戒の第一が、「不殺生戒」である。⁽³⁾本經では、自ら殺生しないだけでなく、人に殺させたり、殺すことを讃嘆したり、殺すことを見て喜んだりすることを禁じている。

不殺生思想の中国的展開として注目されるのは、四

十八輕戒の諸項である。第三輕戒では、一切の食肉を禁止している。⁽⁴⁾肉食禁止の思想は、当初の仏教にはなく、大乘仏教になってから一般化したものである。特に『涅槃經』に於ける肉食禁止は有名であり、東アジア仏教の生活規範に大きな影響を与えた。肉食禁止にもとづく菜食は、現在でも中国・台湾などの仏教徒の間では一般的である。

第十輕戒では、兵器や殺生に使う器具を所持してはならないと説かれている。⁽⁵⁾また、第十一輕戒では、国使となつて諸国間を往来したり、軍使となつて陣中に入ったりすることを禁止している。⁽⁶⁾これらは仏教者が戦争行為に関わることを禁止するものである。しかし、大乘仏教(特に『涅槃經』)では、仏教を守るために武器を使用することも認めている。この点で重要なのは、『涅槃經』に説かれる有徳王と覺徳比丘の説話である。この説話では、有徳王は覺徳比丘を守るために邪惡なバラモンたちと戦闘して全身に傷を受けたとされる。そして、その功德によって来世で法を聞くことができ

たという。そもそも皇帝の権力が強い中国では、仏教と王権との関わりは常に緊張をはらむものであった。慧遠(三三四―四一六年)のように、「出家者は王者を礼拝すべきではない」と主張するものもいたし、一部ではその主張が受け入れられることもあった。しかし一般的には、仏教は王権の保護のもとで存続し、それに従属するものと見なされ、皇帝を礼拝したり、仏そのものと同一視することも行われた。⁽⁷⁾また、戦勝のために仏教者が祈祷などをするのも一般的であった。このように王権との関わりが深かった中国仏教では、非暴力(不殺生)の思想を、現実の政治に於いてそのまま主張することは困難であった。

第二十輕戒では、放生について規定している。⁽⁸⁾これは、全ての生き物は過去世の父母であったので、これを救い解放すべきだと言うのである。放生は、善根を積む行為として、中国をはじめ東アジアで広く行われた。また、全ての生き物は過去世の父母であるという思想にもとづき、様々な要素を加えたのが、「水陸会」と呼ばれる法会で、これは現在でも中国仏教圏で広く

行われている⁽⁹⁾。また、同様の動物愛護の精神から、絹衣を着用することにも批判がなされた⁽¹⁰⁾。すなわち、絹を取るためには蚕を殺す必要があるため、不殺生に反するものである。

以上、『梵網經』に見られる非暴力（不殺生）の思想を概観した。不殺生思想は中国仏教徒にとって大きな意味をもつものであったが、それが現実に影響を与えたのは、肉食禁止や動物愛護といった日常的な面に限られ、戦争などの政治的な場面に広く影響を与えるにはいたらなかったといえよう。これは、強大な皇帝権力の支配のもと、王権との関わりなしでは存続できなかった、外来宗教としての仏教の立場の弱さを示すものではないだろうか。

注

(1) 福井文雅「中国思想と大乘仏教」(平川彰他編『大乘仏教とその周辺』(講座・大乘仏教一〇)、東京・春秋社、一九八五年、所収) 参照。

(2) 『梵網經』の成立については、望月信亨『仏教經典成立史論』(京都・法蔵館、一九四六年) 第九章第二節

「姚秦鳩摩羅什訳と伝へられる梵網經」(四四一―四七一頁) 参照。

(3) 「仏子、若(なんじ)、自ら殺し、人をして殺さしめ、方便もて殺すを讃歎し、作すを見て随喜し、乃至、呪殺せば、殺の因・殺の縁・殺の法・殺の業あり。乃至、一切の命有る者まで、故(ことさ)らに殺すを得ざれ。是れ菩薩は常に常住の慈悲心・孝順心を起し、方便もて一切衆生を救護すべし。而して、自ら心を恣にして快意にして殺生せば、是れ菩薩の波羅夷罪なり」(大正藏二四・一〇〇四中一六―二〇。以下、『梵網經』の引用は頁数のみ記す)。

(4) 「若、仏子、故らに肉を食ふに、一切の肉は食ふを得ざれ。大慈悲の性の種子を断ず。一切衆生、見て捨去せん。是の故に、一切の菩薩は、一切衆生の肉を食ふを得ず。肉を食はば、無量の罪を得。若し故らに食はば、軽垢罪を犯す」(二〇〇五中一〇―一三)。

(5) 「若、仏子、一切の刀杖・弓箭・鉞斧・闘戦の具を蓄ふるを得ざれ。及び、悪網羅・殺生の具を一切蓄ふるを得ざれ。而して、菩薩は、乃至、父母を殺すもので、尚ほ報を加へざれ。況んや余の一切衆生をや。若し故らに一切刀杖を蓄へば、軽垢罪を犯す」(二〇〇五下四―一九)。

(6) 「仏子、利養の悪心の為めの故に、国の使命を通じ、軍陣に合会し、師を興して相伐ち、無量の衆生を殺すを得ざれ。而して、菩薩、軍中に入り往來するを得ざ

れ。況んや故らに国賊に作らんをや。若し故らに作さば、軽垢罪を犯す」(二〇〇五下二〇―二三)。

(7) 塚本善隆「シナにおける仏法と王法」(宮本正尊編『仏教の根本真理』、東京・三省堂、一九五六年、所収) 参照。

(8) 「若、仏子、慈心を以ての故に、放生の業を行ぜよ。一切の男子は是れ我が父なり。一切の女人は是れ我が母なり。我れ、生生に之より生を受けざるは無し。故に、六道の衆生は皆な是れ我が父母なり。而して殺して食ふは、即ち我が父母を殺し、亦た我が故身を殺す。一切の地水は是れ我が前身なり。一切の火風は是れ我が本体なり。故に常に放生を行ぜよ。生生に生を受くるは常住の法なり。人をして放生せしめよ。若し世人の畜生を殺すを見る時は、応に方便もて救護し其の苦難を解き、常に教化して菩薩の戒を講説し、衆生を救度すべし。若し父母兄弟死亡の日ならば、応に法師を請ひて菩薩戒を講ぜしめ、福をもて亡者を資け、諸仏を見るを得、人天上に生ぜしむべし。若し爾らずんば、軽垢罪を犯す」(二〇〇六中九―一八)。

(9) 牧田諦亮『中国仏教史研究 第二』(東京・大東出版社、一九八四年) 第十章「水陸会小考」(二二三―二三五頁) 参照。

(10) 沈約「究竟慈悲論」(『広弘明集』巻二十六) 参照。

(まえがわ けんいち／東洋哲学研究所研究員)